

配当の受取と VAT 控除の権利に 与える影響:持株会社の VAT 前段階税控除 についてフランス最高裁(国務院)がより柔軟な ポジションを採用(Ginger II 判決)

Issue 4, July 2016

In brief

EU の付加価値税 (VAT) 制度では、「経済的活動」を何ら行っていない純粋持株会社は事業者として取扱われず、経費等に関して発生する VAT の控除 (還付) ができないこととされています。どの程度の経済的活動があればインプット VAT の控除が認められるのか、例えば、一部の子会社についてのみマネジメントサービスを提供している場合の前段階税控除額はどのように計算するのか等について、不明な部分が多くあります。加盟国によって税務当局実務や裁判例の状況も異なります。欧州のターゲットを買収する際に中間持株会社 (買収ビークル) を通して株式を取得するスキームをとる場合には、トランザクションコスト等にかかる VAT の回収可能性についても慎重に検討する必要があります。

今回は、持株会社における前段階税控除の是非が争われたフランスの判例についてご案内致します。

In detail

1. 持株会社の VAT 控除を認める判決

2016 年 5 月 20 日判決において、国務院 (Conseil d'Etat) は持株会社における費用に係る前段階税控除 (経費等にかかる VAT の控除もしくは還付) に関する過去の判決を撤回しました。2012 年の判決では、配当の受領は持株会社において発生する投資や営業費用にかかる VAT を控除する権利を制限する「非経済活動」であるものとしていました。同一事件が上訴されて 2 回目となった今回は、納税者に有利となるポジションをとりました。判決内容は次の通りです。

- 子会社に対して経営及び事務管理に関するサポートサービスを提供する持株会社は、それら子会社の経営に関与しているものとみなされ、経済的活動を行っているものと考えられる。
- したがって、持株会社は VAT を回収する権利を有する (控除可能額は個々に決定される)。
- 問題となった投資及び営業費用は、当該経済的活動に対してすべて配賦される諸経費に含まれる。したがって、全子会社が経営及び事務管理に関する補助サービスを受けている場合には、当該投資及び営業費用にかかる VAT を全額控除する権利が生じる。
- VAT 課税対象外である配当の受取は、当該費用に課される VAT の回収を行う権利には影響を及ぼさない。

国務院は欧州司法裁判所(CJEU)による Larentia+Minerva et Co. KG 事件に関する 2015 年 7 月の判決を参照しました。当該判決において、欧州司法裁判所は、配当の受領があったとしても、子会社管理業務に携わる持株会社において、子会社株式取得費用について発生した VAT を回収する権利を認めました。

2. Ginger II 判決の意味

Ginger II 判決は、持株会社が配当を受け取っている場合においても、経営管理業務を支援するサービスの提供を通じて子会社のマネジメントに関わっている持株会社における VAT の前段階税控除も認めるものです。反対に、持株会社が子会社に対して課税取引たるサービスを提供していない、純粋な持株会社であり、その他いかなる経済的活動も行っていない場合には、投資や営業費用に係る前段階税は控除(還付)されないこととなります。

国務院が採用したポジションは今後、持株会社のあらゆる費用に係る VAT について適用されるとみられます。ただし、当該ポジションの実際の事例への適用は、個々の事案についてケースバイケースで検討する必要があります。

今回の判決で直接取り扱っている問題ではありませんが、一部の子会社についてのみ、そのマネジメントに携わっている持株会社においては、投資や営業費用に係る VAT の控除は部分的にしか認めないと可能性があるものと考えられます。このような場合、前述した CJEU の判例において示されたように、控除額の計算に際して適切な控除割合をもって控除額を計算する必要があります。

以下のような場合には、前段階税控除に関して税務当局から指摘を受ける可能性があります。

- 会社が単にサービスを他から購入して、付加価値をつけずにそれを子会社にリチャージする場合、または、実際にかかった費用と比較して少額しか請求しない場合
- 会社が課税取引となるサービスを提供していない(結果として前述の判決にいうマネジメントに携わっていない)が、商品の売上や不動産賃貸等、前段階税控除の権利を伴う課税取引を行っている場合

Ginger II の事例に照らせば、上記のような状況を回避しさえすれば、持株会社において経費等にかかる VAT を回収できる可能性あるいは範囲が高まり、過去に当局が採用した否定的なポジションについて議論の余地を与える可能性があります。

これまで前段階税の全額を控除できていなかった持株会社でも、要件を満たせば、2014 年 1 月 1 日以降の控除未済の VAT について、2016 年 12 月 31 日まで(VAT 控除の権利が発生した日から 2 年目の 12 月 31 日まで)に取り戻すことが可能です。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話：03-5251-2400(代表)

Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

村上 高士

03-5251-2341

takashi.a.murakami@jp.pwc.com

シニアマネージャー

中田 幸康

080-3452-9123

yukiyasu.y.nakata@jp.pwc.com

マネージャー

溝口 豪

070-1369-1310

tsuyoshi.n.mizoguchi@jp.pwc.com

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 590 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義)としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 208,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2016 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。